

四 終戦時および終戦後における独立混成第六十四旅団の状況

(一) 終戦時の状況

昭和二十年八月十五日、終戦に因する御放送は、旅団司令部

通信隊長古梶中尉の連絡により、旅団長以下聴聞すること

がなされた。その後、第六十六方面軍からの命令、指示等は到達

しなかつた。旅団長は、さしあたり、奄美群島所在

の全部隊の団結、維持に努めると共に、軍紀、風紀の振作を図ること、

当面の部隊指導の第一要諦として、部隊を指導した。本土から離隔した島嶼に駐留し、

部隊である等の事情もあり、各隊共、外部からの影響を受け、

格段の動搖を発生することもある。終戦後、軍官民の協力状態も依然良好である、状況

0056

は ~~機~~ 概ね平静に推移し、各隊は、整齊と午後の行動と準備し。

徳之島には、飛行機格乗員の倭虜二名（少佐一、少尉一）~~機~~ ~~格~~ ~~乗~~ ~~員~~ ~~の~~ ~~倭~~ ~~虜~~ ~~二~~ ~~名~~ ~~（~~ ~~少~~ ~~佐~~ ~~一~~ ~~、~~ ~~少~~ ~~尉~~ ~~一~~ ~~）~~ ~~機~~ ~~格~~ ~~乗~~ ~~員~~ ~~の~~ ~~倭~~ ~~虜~~ ~~二~~ ~~名~~ ~~（~~ ~~少~~ ~~佐~~ ~~一~~ ~~、~~ ~~少~~ ~~尉~~ ~~一~~ ~~）~~

~~機~~ ~~格~~ ~~乗~~ ~~員~~ ~~の~~ ~~倭~~ ~~虜~~ ~~二~~ ~~名~~ ~~（~~ ~~少~~ ~~佐~~ ~~一~~ ~~、~~ ~~少~~ ~~尉~~ ~~一~~ ~~）~~ ~~機~~ ~~格~~ ~~乗~~ ~~員~~ ~~の~~ ~~倭~~ ~~虜~~ ~~二~~ ~~名~~ ~~（~~ ~~少~~ ~~佐~~ ~~一~~ ~~、~~ ~~少~~ ~~尉~~ ~~一~~ ~~）~~

が收容^{（他は海軍上等兵曹が一名のみが、收容後間もなく病死した。）}され、^{（收容された）}收容後間もなく病死した。その間に飛行機格乗員のうち、終戦と共に沖繩本島からその收容のために飛行機

~~機~~ 徳之島に飛来し、倭虜はそれられ感^{（謝文を残し、}沖繩に

去った。

0057

(二) 降伏に因りて米軍との折衝および武装解除

終戦後における独立混成隊第十四旅団と沖縄にある米軍と

の接觸は、之例のよりに、俘虜の收容に始つたのであるが、^(その後における) 武装

解除、兵器引継の完了に至るまでの概況を述べれば、概収次の

とありである。

一行

八月二十八日

米軍機が、徳之島上空に飛来し、通信筒により、米第十軍司令

無線通信開始に因りて

官スタイルウエン大将署名の

指令を

投下しん。(附録一参照)

八月二十九日

~~米第十軍~~ 米第十軍から、在奄美日本軍として降伏文書請

印^下の、使^下即^下 沖繩^下 派遣^下 準備^下 指令して来た。ここに、旅団

長からは、旅団は第十六方面軍司令官の隷下であり、単独に使^下即^下 派

遣^下を措置する旅限^下な^下の^下、直ちに方面軍司令官に報告^下 指^下示^下

~~は~~ 従^下つて派遣^下等と、奄美大島の海軍部隊は、旅団長の指

揮^下下^下 ~~は~~ はないこと、ならい、^{徳之島から} 沖繩^下に使^下即^下と派遣^下 ^{しろう} ~~は~~ ^と ~~も~~

目下旅団には上陸用大発動艇以外に交通手段を有せざることと

返電した。右の米軍への返電と同時に、状況を~~第~~方面軍司令

0059

官に報告し、その指手を仰りた。

八月三十一日

米第十軍から、九月三日派遣飛行機により、降伏に同意する

沖繩から

飛行機

命令受領のため、旅団の代表を沖繩に差し出すよう要求された。

された。

九月三日

方面軍からの指手が到着しないうちに、旅団長自ら沖繩の米第十

軍司令部に赴くことを決心し、その旨米側に通報すると共に、改めて

第十軍司令部に赴くことを決心し、その旨米側に通報すると共に、改めて

電註明

九月三日

0060

米第十軍から返電が来て、米側としては、独立混成第六十四旅

団長が沖縄に来ることを希望しない旨伝えて来た。そこで、旅団司令

部高級部員中溝益中佐を派遣するとして、出迎えの飛行機に乗り、沖縄に向かせた。

その際、旅団長は、米第十軍司令官スタイルウエン大將にあつて、

将末予期される混乱を奄美群島の地位等について避けるため、「琉球」と「奄美」の坂界、その取扱

区分を明確にするべきことを要請した書翰を認め、中溝中佐に携

行させ、米第十軍司令官に提出させた。

午後、旅団は、米側の指示に基づき、戦後処理の準備を進め

た。

0061

九月十八日

派遣の

米側 ~~第一~~ 次 奄美状況視察者として ~~カー~~ ワイルド大佐が徳

之島に来島した。同大佐の視察中、米戦闘機（フラック・ウィドウ）

が徳之島飛行場を爆撃 ~~した~~。大佐は直ちに沖縄に連絡した。

九月十九日

すゝという事件が起つたので、同

十八日の米軍機の徳之島飛行場爆撃事件調査のため、調査団が
徳之島に来島し、調査を実施した。

九月三十日

米第十軍から、奄美群島の日本軍の武装解除、兵器接收に

の実施

0062

折衝のため、カントン大佐以下が、LSTにより徳之島に派遣され、田土野

に上陸した。その携行文書の中に「北部琉球」日本軍の武装解除

の為と記載されている。~~群島~~奄美は琉球の一部ではな

く、従って「~~群島~~北部琉球」の武装解除には

旅团长とカントン大佐との間に、この議論の継続中に、

腹い難いとす。議論、交渉がなされた。その議論の継続中に、

沖繩から来電がある。改め、奄美群島およびト

カラ列島「日本軍兵器接收のため、エドワード大佐以下を派遣する旨

を伝えて来たので、議論は終結した。(米側)は、

(附録ニ参照)

九月二十一日

二十一日の未だ電報とあり、
~~エドワード大佐以下~~ ^か 駆逐艦二隻に ^つ 徳之島に来て、

辺工野に
上陸した。

九月二十三日午之前九時から ~~開始~~ 開始することには ~~決定~~

折衝の結果、兵器の接収は、

決定した。

九月二十三日

(附録三を参照)

エドワード大佐が携行した文書に、またもや「北部琉球」云々の記載

があったので、~~旅団長~~ 旅団長は再びその訂正を要求した。エドワード大佐は、

手付された権限に基き、これを訂正すると云つて、「沖縄北方 ~~軍~~

北緯三十度まで」と書き直して提示した。また同大佐は、兵器を接

収するたため、^{詳細の全} 夜美 ~~日本軍~~ 日本軍を一ヶ所に集結せよと要求して来たが、

0064

各陣地毎に兵器を集積し、これを接收することが実情に即す、
旅团长は各隊の

所以を力説し、大諾を得たので、

~~...~~

旅団作戦命令を下達

し、各隊毎に兵器を集積、
~~...~~

することを命じた。

九月二十四日

~~...~~

奄美大島にあり、突然、カンドン大佐と交代、同約

の兵器接收、
~~...~~

カンドン大佐が

兵器接收の責に任ずることとなつた。

午後、カンドン大佐には中溝中佐が同行し、喜界島、沖永良

部島、興部島と逐次兵器接收を進め、概ね九月末までは

0065

全部隊の兵器引継ぎを終了した。
全部隊は、本邦帰還、後援準備
第1次に移行した。

0066

(三) 兵器引継終了後復員完結に至るまでの間における概況

兵器引継の終了後、米側から、奄美群島所在の日本軍隊は、

日本本土部隊の一部であるから、その復員は最速となるであろう

と伺う示唆があった。そこで旅団長隷下部隊に長

期駐留の態勢をとることとし、十月中旬から現地を召集を

解除し、~~軍~~現地自治の対策を強化する一方、米軍に対して、

部隊用糧秣の補給を要請した。他~~面~~、~~部隊~~本土帰還ま

の期間を利用して、~~部隊~~駐留地の復旧作業に協力するこ

ととし、焼失家屋の再建、架橋、道路建設、発電所および送電

0067

線の復舊、神修に努め、短期間のうちに、概ね所期の成績をあげた。

部隊は、逐次本土帰還輸送に充当する態勢に移つたのである

が、昭和二十一年十一月七日、ロイストン中佐が二人の中尉以下所要の人員と

に至り、

従え、駆逐艦から辺土野に上陸して来た。携行した文書目によれば、同官

は沖縄米軍基地司令官によつて派遣され、その任務は「北部琉

球」の日本軍の復員指導とらうことである。このとき、また「~~部~~もや

隊」、「北部琉球」と「奄美群島」との改訂につき、懲罰があつた

ことは、三冊と同様である。

~~この部隊は復員指導に~~

部隊は、その本土帰還に先立ち、

~~部隊は、その本土帰還に先立ち、~~

部隊保有の被服、糧秣等^を、
確実に倉庫

に集積収納し、その監視のため、
現地召集解除者を採用し

監守者に充て、米軍代表立会の下に、
鹿児島県大島支庁

当事者に、申し継いだ。

^{フレック}部隊^は主力の本土帰還輸送が
開始~~された~~

~~された~~ ^{大部は、}十一月末までに鹿児島港に到着し、
復員処理

を実施した。旅団長は、十一月一日、
加計呂麻島瀬相の旧海軍

防備隊において、同隊司令加藤唯雄
海軍少将と共に、復員完了

に因り、文書に署名し、
羽田丸に上る。鹿兒島に帰還し、十一月

^{最終の帰還船}

0069

月三日とも、復員処理を終了した。~~現地の~~

~~残存者~~のたの現地に残りの旅団本部所属者等は、

~~現地の~~同様に鹿島物入港に海防艦五隻を

~~帰還~~

における旅団の残務整理のため、

しかしながら、その後にはありとも現地に残留を余儀なくされた

将兵があつたが、~~第一~~第一復員者から

令国軍總司令部に討し、その帰還に用する要物が提出されたが、

これらの将兵は、十二月十七日奄美大島発の海防艦オ一五八号に乗り、

鹿島島に帰着し、十二月^{二十二}日に復員^{処理}を終つた。

0070

附記

高田利貞少将は、復員後、西部復員監都を経て第一復員者に出頭し、状況を報告すると共に、奄美群島の地位に関する所見を陳述した。ついで、「奄美群島の処理」と題する一文を草し、これを基礎として、外務省條約司に陳情し、その紹介により、連合国軍總司令部に渉外部長マンソン大佐を訪ね、奄美群島と琉球との関係につき説明し、奄美群島を日本本土の一部として取り扱うべきことにつき、陳情を行なった。

0071